

～延滞金の割合が変わりました～

延滞金の割合

●特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合(上限は年14.6パーセント)

【納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については、特例基準割合に1パーセントを加算した割合(上限は7.3パーセント)】

●特例基準割合とは、財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年9月から前年8月までにおける平均に、1パーセントを加算した割合です。

●適用割合の推移

納期限1か月以内

期 間	率
平成11年12月31日まで	7.3%
平成12年1月1日から平成13年12月31日	4.5%
平成14年1月1日から平成18年12月31日	4.1%
平成19年1月1日から平成19年12月31日	4.4%
平成20年1月1日から平成20年12月31日	4.7%
平成21年1月1日から平成21年12月31日	4.5%
平成22年1月1日から平成25年12月31日	4.3%
平成26年1月1日から平成26年12月31日	2.9%
平成27年1月1日から平成28年12月31日	2.8%
平成29年1月1日から平成29年12月31日	2.7%
平成30年1月1日から令和2年12月31日	2.6%
令和3年1月1日から令和3年12月31日	2.5%
令和4年1月1日から令和7年12月31日	2.4%
令和8年1月1日から	2.8%

納期限1か月経過後

期 間	率
平成25年12月31日まで	14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日	9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日	8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日	8.8%
令和4年1月1日から令和7年12月31日	8.7%
令和8年1月1日から	9.1%